

日本郵政に対する財政措置等の改正法が成立－政府の関与のあり方を改めて検証

以下は、「郵政民営化法等の一部を改正する法律」の成立による日本郵政株式会社（証券コード：6178）および株式会社かんぽ生命保険（証券コード：7181）の格付への影響についての株式会社日本格付研究所（JCR）の見解です。

■見解

- (1) 6月19日、郵便局のネットワークの維持に向けた支援策を盛り込んだ郵政民営化法などの改正法が可決・成立した。改正法では、①郵便局のネットワークを維持するため新たな交付金制度を設置し、日本郵便に対して、政府が保有する日本郵政株式への配当の減額等により拠出される資金を財源とした財務支援を行うこと、②日本郵政が保有するゆうちょ銀行とかんぽ生命保険の株式につき、当分の間、日本郵政に3分の1超の保有を義務づけること、③改正法の公布後2年を目途に、政府が日本郵政と日本郵便の合併を積極的に検討するとともに、郵便事業の安定的・持続的な運営を確保するための方策を検討すること、などが示されている。
- (2) 郵政民営化法では、ユニバーサルサービスの責務の履行の確保が図られるよう、政府は「必要な措置を講ずる」と規定されている。ストレス時における「必要な措置」には政府からの財務支援が含まれるとJCRは考えており、日本郵政の長期発行体格付には、この政府支援にかかる見方を強く反映している。一方、今般の法改正により、政府は日本郵便の安定的な業務遂行を確保するため、27年4月より継続的な財務支援を開始する予定である。財務支援が継続的に実施されることは、日本郵政に対する政府の関与を従来よりも強く反映する事由に相当しうるとJCRは考えており、日本郵政に対する政府の関与のあり方および支援の度合いについて、改めて検証する方針である。
- (3) かんぽ生命の長期発行体格付は、単独信用力をベースに評価している。郵便局ネットワークを背景とする堅固な事業基盤に加え、保有契約の厚みや財務の健全性といったストックベースの評価を主に反映している。今般の法改正により、日本郵政によるかんぽ生命の株式の保有義務が当分の間継続されることになるため、資本面での関係性が弱まっていくという前提に変化が生じることになる。また、ユニバーサルサービスの責務の履行を確保するため、日本郵政がかんぽ生命に対して必要な協議を求められることができることなどが定められた。加えて、関連保険会社としての窓口業務契約が届出制から認可制に変更される。JCRは、これらの点を踏まえて、日本郵政グループにおけるかんぽ生命の位置づけなどについて、改めて検証する方針である。

(担当) 宮尾 知浩・南澤 輝・松澤 弘太

【参考】

発行体：日本郵政株式会社

長期発行体格付：AA+ 見通し：安定的

発行体：株式会社かんぽ生命保険

長期発行体格付：AA 見通し：安定的

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCRの格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCRの格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいて行っております。JCRの格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。JCRの格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。



■NRSRO 登録状況

JCRは、米国証券取引委員会の定めるNRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル